

別記様式第1号(第四関係)

しんしろしのうぎょうかっせいかけいかく
新城市農業活性化計画

あいちけん しんしろし
愛知県新城市

平成29年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	新城市農業活性化計画
都道府県名	愛知県
市町村名	新城市
地区名(※1)	新城地区
計画期間(※2)	平成29年度～平成33年度

目 標 : (※3)

新城市は、愛知県域の約1割を占める広大な市域(499.23km²)で、その83.5%を森林が占め、農地は約3,100haで6.4%となっている。地理的には都市部と山間部との接続部に位置し、新城地域と鳳来地域の平坦部は農地が集積し、作手地域は山間地域にありながら、平均550mの標高を活かした農業を行っている。具体的には田の占める割合が大きく比較的農地集積が図られている地域においては、主食用水稲及び近年ではWCS用稲、飼料用米等の土地利用型農業が行われ、また、平坦部から山間地域までの標高差や気候・土壌を活かし、いちご・トマト・茶・さといも・小菊・しきみ・菌床シイタケ・自然薯・柿・梅・巨峰・鉢花などが生産され、さらに、畜産部門では肥育牛・乳用牛・繁殖牛の飼育も行われており、多様な農畜産物を生産している。なかでも、「八名丸さといも」や「鳳来牛」などは地域ブランドとして拡大の取組みを進めている。

一方で、近年、担い手の高齢化が急激に進展しており、産地の維持・発展を持続していくため、新規就農者や認定農業者の確保、さらには集落営農組織等の設立の推進を図るなどし、多様な担い手の確保対策を推進し、新たな今後の地域の中心となる経営体の確保・育成を進めている。

担い手の支援体制については、農業関係機関で構成される新城設楽地域担い手育成総合支援協議会や、新城・設楽広域農政連絡協議会、また、新城市農業振興事業幹事会を通じ情報共有を図りながら包括的な支援を行っている。

新規就農者の確保・育成の基本的な方針は、新城市担い手確保育成総合支援計画に基づき、都市部からのUIターン者や市内の農業後継者による定住を推進していく上で必要な、「農地(施設)」、「住居」、「集落の受け入れ体制」、「師匠(技術指導)」などを一体的に確保した受入支援体制を構築し、農業関係機関それぞれが専門分野ごと支援する役割分担を定め、将来の農村集落の核となるべき人材の確保・育成を図ることとしている。

新規就農者確保・育成対策としては、平成20年3月に「新城市」・「愛知東農業協同組合」・「公益財団法人農林業公社しんしろ」の3者間において、農業振興に係る窓口業務の一体化と地域農業の活性化に向けた総合的な施策の企画・立案を目的にワンフロア化により設置された、農業振興対策室を中心に、「就農相談」、「研修」、「就農後」の各段階で適切な支援をおこなっていく。

「就農相談」においては、各種就農相談会でのブース設置、現地説明会等の実施により新規就農者の掘り起こしをおこない確保に努める。

「研修」においては、愛知県の農業研修機関にも指定されている公益財団法人農林業公社しんしろが新規就農研修生の研修指導を引き受け、カリキュラムに沿った研修(実践研修)を最長2年間実施し、研修期間を通して師匠との強固な師弟関係を構築し、就農後も経営安定が図られるまでの継続的なサポートが受けられるような師匠制度を柱とした実技研修を実施する。また、研修期間の支援及びサポート体制として研修中の住居確保や公益財団法人農林業公社しんしろ独自の賃貸住宅家賃補助により、住居確保及び負担軽減を支援する。さらに、研修生が技術習得後スムーズに就農できるよう、研修期間中に栽培圃場の確保や確保した圃場において条件不利な状態である場合についてはこれを解消、さらに施設・機械導入などが必要な場合に資金確保などを併せて行う。

「就農後」の支援については、栽培・経営指導、また、各種補助事業等の申請支援や資金確保のための制度資金等の金融支援など、さらに、労働力不足解消を図るため地域雇用確保等きめ細やかな支援を行う。

集落営農組織等の育成についても、農業振興対策室を中心に提案や設立支援などをおこない、人・農地プラン(地域農業マスタープラン)策定や更新のための集落座談会を定期的に開催することにより、営農組合の組織化・法人化を推進し、さらに、近年の米価の下落対策として収益性の高い施設園芸の導入を推進することにより、農家所得の向上と農村集落内における若者や定年退職者などの働く場づくりを支援する。

担い手の生産対策としては、国庫補助事業や県単独事業を積極的に活用し、必要な施設等の導入を推進するとともに、リースハウスによる団地化による生産体制の省力・低コスト化を進める。また、消費者ニーズに対応した優良品目や品種への転換、新技術等の技術確立及び産地への速やかな導入を支援する。さらに、近年の加工品需要の増加、食の多様化に対応した新たな加工品開発や6次産業化も見据え地域の強みを生かした販売戦略の構築を推進していく。併せて、環境負荷の軽減に向け、一層の生産者意識の醸成を図るとともに、環境と調和のとれた農業の実践を推進する。

具体的な取り組みとしては、施設園芸において現在、農業資材費が高騰する中、生産コストを低減することが経営安定に向けた最も有効な方策の一つであることから、リース方式のパイプハウスを整備し、就農初期の生産環境を充実させ働く者にとって魅力的な特色ある産地づくりを行うこととする。

上記のことから、農で潤う活力あるまちづくりをするため、本市の農業の基幹となる施設園芸産地の維持や生産規模の拡大、更にはそうした生産農家の更なる若返りを図ることで地域の活性化を促すことを目標に、産地を支える担い手農家の確保・育成と農業生産基盤の整備を行うこととする。

具体的目標については、以下に定めるとおりとする。

目標1.【新規就農者の確保】

(1)施設園芸2品目(夏秋トマト・ほうれんそう)H28年度～H33年度

(目標)18人確保

目標2.【施設園芸野菜の産地拡大】

施設園芸2品目(夏秋トマト・ほうれんそう)H28年度～H33年度

(1)施設園芸2品目の生産者数増

夏秋トマト :H27年度(現在)20人 → H33年度(目標)30人 (H28年度1名リタイヤするが、新規就農者11名確保により地域の生産者数10人増)
ほうれんそう :H27年度(現在)2人 → H33年度(目標)10人 (新規就農者7名確保及び他品目の1名の既存農家参入により地域の生産者8人増を目指す)

(2)施設園芸2品目の栽培面積の拡大

夏秋トマト :H27年度(現在)404a → H33年度(目標)634a (230a拡大)
ほうれんそう :H27年度(現在)55a → H33年度(目標)555a (500a拡大)

目標3.【施設園芸野菜の販売額の向上】

施設園芸2品目(夏秋トマト・ほうれんそう)H28年度～H33年度

(1)施設園芸2品目の売額の向上

夏秋トマト :H27年度(現在)138百万円 → H33年度(目標)306百万円
ほうれんそう :H27年度(現在)24百万円 → H33年度(目標)227百万円

目標4.【施設園芸による雇用創出】

施設園芸2品目(夏秋トマト・ほうれんそう)H28年度～H33年度

(1)施設園芸団地整備による新たな雇用の増 (目標)102人

目標設定の考え方

地区の概要:

新城市は、旧新城市・鳳来町・作手村の新設合併によって平成17年10月1日に誕生し、愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に接している中山間地域である。東西約29.5km、南北約27.3kmで、面積は県内2番目の広さとなる499.23km²を有し、そのうちの約84%は三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、東三河一帯の水源地の役割を果たし、下流域の発展に大きく貢献してきた。

当地域は、桜・紅葉が美しく、「三河の嵐山」とも呼ばれる桜淵公園や、霊鳥仏法僧(コノハズク)の棲む山として全国的に知られ、国の名勝に指定されている鳳来寺山など、市域に広がる国定公園・県立公園の指定地域には、特徴ある地形や豊かな植生、美しい景観が点在している。

また、本市は、比較的温暖な標高40mほどの新城地区から、平均標高550mの夏季冷涼な作手地区、標高695mの霊峰鳳来寺山がそびえ立つ鳳来地区と、非常に高低差のある起伏に富んだ地形であり、米・茶・里芋・梅・高原野菜(施設野菜)など風土をいかして産出される特産品や、地元ブランド牛「鳳来牛」を始め、飛騨牛や松阪牛の素牛となる和牛の生産、1,300年の歴史を誇る湯谷温泉、素人歌舞伎や田楽をはじめとする数々の伝統芸能や長篠・設楽原の戦いで知られるなど、魅力ある地域として来訪者は年々増加している。また、平成28年2月の新東名高速道路(浜松いなさJCT～豊田東JCT間)新城インターチェンジの開通により、今後益々来訪者は増えるものと予想されている。

現状と課題

本市の産業構造を就業人口の推移で見ると、第1次産業の人口は、平成12年10月1日現在では3,135人であったが、平成22年10月1日現在では2,217人となっており、わずか10年の間に3割近く減少している。第2次産業と第3次産業も減少傾向ではあるが、その減少率は第1次産業が最も高い。また、産業別人口比率では、本市は全国・県と比較して第1次産業の比率は高いものの、これも縮小傾向にある。(数値は国勢調査より)

また、平成22年の第1次産業の就業人口のうち、農業従事者の年齢別の比率をしてみると、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、全国の51.9%、県の51.5%に対し、本市は37.2%と低く、65歳以上の老年人口の占める割合が高くなっている。また、年齢層が高くなるにつれ、全国及び県と本市との比率の差が大きくなる傾向にあることから、農業従事者の高齢化と後継者や担い手の不足が顕著に表れている。

こうしたことから、少子高齢化の傾向は、今何もしなければ更に進み、老年人口の増加による保健・医療の問題はもちろんのこと、生産年齢人口の大幅な減少による産業競争力の低下、ひいては産業の維持すら困難な状況に陥り、地域全体の活力が失われる可能性がある。本市においては、農業もその例外ではない。

農業が果たすべき役割としては、食料の供給が第一に挙げられるが、農業による地域活性化は、農村地域である本市にとって大変重要な役割である。具体的には、農業によって人口の流入を図り、雇用を創出し、そして先代が築き上げてきた産地を維持・拡大させることで、農で潤う活力ある「まち・ひと・しごと」をつくらなければ、地域は衰退の一途をたどることになる。

本市は現在、6割を超える高齢農業者(65歳以上)が農業を支え、その重要な役割を担っているが、今後、高齢農業者のリタイアが見込まれる中、将来にわたって農村地域である本市が活力を維持していくためには、若年層や中年層といった世代の就農が不可欠である。

本市の農業は、水稻を中心とした土地利用型農業と、高冷地(作手地区)での「夏秋トマト」を基幹とする施設園芸が盛んに行われている。しかし、その施設園芸に従事する高齢農業者の占める割合が高く、このままでは近い将来、産地衰退が危惧され活力の低下を招きかねない。また、施設園芸においては新たな取組として、平成26年から本格的に「ほうれんそうの周年栽培」を始め、現在2戸で約55アールの規模で取り組んでいる。これは、県内初の取組で、周年栽培に適した標高である作手地区だからこそできる取組であり、評価は高く、早急な産地確立を求められているところである。

今後の展開方向等(※4)

本市では、平成24年3月に策定した「新城市担い手確保育成総合支援計画」に基づき、平成24年度以降、農業研修機関である「公益財団法人農林業公社しんしろ」を核として、施設園芸の新規就農者の受け入れに力を注いでおり、平成27年度末現在でトマト農家8名、ほうれんそう農家1名を育成し成果を上げている。

こうしたこれまでの経験と実績を糧に、農で潤う活力あるまちづくりをするため、本市の農業の基幹となる施設園芸の更なる若返りと、収益力のある水田農業の確立を目指し、産地を支える担い手農家の確保・育成と農業生産基盤の整備を行うこととする。

具体的には、施設園芸においては団地整備を進め、「夏秋トマト」及び「ほうれんそうの周年栽培」といった、平坦地とは違った地域の特色をいかしたこの2品目を、若者に魅力ある農業として発信し、市内外からの新規就農者を確保し、定住人口と雇用の確保及び産地の維持・拡大を図っていく。

特に、新たな品目である「ほうれんそう」の産地確立で、地域農業の躍進を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
新城市	新城	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	愛知東農業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

新城地区(愛知県新城市)	区域面積(※2)	40,134ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 区域は、新城市のうち「過疎地域自立促進特別措置法指定区域・山村振興法指定区域・特定農山村法指定地域」とする。 当該区域の総面積は40,134haで、うち農林地面積は36,265ha(新城市農業振興地域整備計画(平成25年4月)及び愛知県東三河地域森林計画(平成28年4月より)を占め、その割合は90.4%である。また、H22国勢調査によると、本市は第1次産業である農林業就業人数は全国4.2%・県2.3%と比較して8.7%と高く、本計画区域内でも同様な割合であると想定されることから農林業従事者割合等からみても農林漁業が重要な事業地域である。</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 本市の人口動態は、国勢調査によると平成17年52,178人から平成22年49,864人になり、5年間で2,314人の減少(減少率4.43%)となっており、更に平成27年には47,150人となり、わずか10年間で5,028人の減少(減少率9.64%)となっている。 また、高齢化率は、平成17年に25.45%であったものが、平成22年に28.14%になり、過疎高齢化が進行している。また、第1次産業(農林業等)の就業人口についても、平成12年の3,135人から平成22年には2,217人となっており、918人の減少(減少率29.28%)している。このことより、高齢化、後継者不足が深刻となっている地域であり、特に計画区域では地域の基幹産業である農業の振興を図るために必要な生産基盤の確保が必要である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 都市計画用途地域を除いており、市街地を形成している区域を含んでいない。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		権利の種類(※1)	氏名			住所	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画最終年度までの毎年度、「夏秋トマト」・「ほうれんそう」、それぞれの目標1～4に掲げてある数字を把握し、計画最終年度の翌年度に農業関係各種団体役職者等により組織される「新城市農業振興事業幹事会」の構成員の意見を聴いた上で、市が達成状況进行评估する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。